

交 総 第 393 号

平成30年5月29日

一般社団法人 埼玉県トラック協会  
会長 鳥居 伸雄様

埼玉県警察本部交通部交通総務課長  
結城 弘 (公印省略)

高齢歩行者の安全確保「きらめき3H運動」の周知等について (依頼)

貴協会におかれましては、平素から、交通事故防止活動を積極的に推進していただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本年は、年当初より交通死亡事故が多発し、県警察では、県・関係機関及び関係団体等と連携した各種の交通事故抑止対策を強力に推進しているところではありますが、未だ、交通事故死者数全国ワースト1位が続く等、危機的状況が続いているところでもあります。

そのような中、県警察では、高齢者や道路横断中の歩行者が被害となる事故を1件でも減らすため、道路を横断中の高齢歩行者の安全確保を最優先とした対策を「きらめき3H (トリプルエイチ) 運動」と銘打って推進することとしました。

そこで、貴協会の職員様をはじめ、加入事業者様等に対しまして、本運動のキャッチフレーズのほか、

- 早めのライト (ライトが光る)
- 反射材の着用 (反射材が光る)
- 歩行者の保護 (マナーが光る)

について広く周知されますとともに、業務・私用中に関わらず、薄暮時間帯には早めの前照灯を点灯していただくほか、横断歩道における歩行者の保護について、具体的なお指導をしていただきますようお願い申し上げます。

【本件担当】

埼玉県警察本部交通部交通総務課  
安全対策・教育指導係

担当：齋藤

電話：048(832)0110 (内線5068)